

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「令和8年度 加太開発整備事業現場維持管理業務委託」

令和8年度 加太開発整備事業現場維持管理業務委託の「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年度制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定を準用した手続き及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県土地開発公社へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

- * 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが必要であることに留意すること。

（1）受付場所

和歌山県土地開発公社

和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

郵便番号 641-0024

電話番号 073-448-1832

ファクシミリ番号 073-448-1836

（2）受付期間

令和8年3月25日（水）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式5：要領の別記 第2様式）
- イ 和歌山県の入札参加資格認定通知書の写し
- ウ 建設業許可通知書の写し
- エ 経営事項審査結果通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書））

*雇用保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していることを確認するため提出を求めるもの。

ただし、当該通知書における加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて添付すること。

・「未加入」であった後に「加入」となった場合は、雇用保険にあっては、「領収書通知書及

び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれかの写しを、健康保険及び厚生年金保険にあつては、「領収書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて添付すること。

・「未加入」であつた後に「適用除外」となつた場合は、社会保険等に関する誓約書を添付すること。

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1本とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成（調製）における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の氏名は、個人事業者にあつてはその代表者の氏名及び商号（屋号）とし、法人事業者にあつてはその名称及び代表者の職氏名とすること。

(イ) 申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。

(ウ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(エ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(オ) 申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(カ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となつた者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3

日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の（3）により行うものとする。